41. 全ての国に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議により課された措置の違反に関して保有する情報を提供するよう要請する。

42. 全ての国に対し、関連する決議（特にこの決議の27の規定）の完全かつ適切な履行の確保を支援するために、過去に報告された制裁違反の状況（特にそれらの決議に従って押収された品目又は防止された活動）を検証することを奨励するとともに、この点において、専門家パネルの報告及び委員会が公開した制裁違反に関する情報に留意する。

43. 委員会に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議で決定された措置の違反に対し効果的に対応するよう指示するとともに、委員会に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課された措置の対象となる追加的な個人及び団体を指定するよう指示する。

44. 委員会に対し、北朝鮮に対して課された措置を履行することについて加盟国を支援する努力を継続することを指示し、この関連で、委員会に対し、加盟国の履行を容易にするために、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課された全ての措置を包括的に編集したものを作成し、回章することを要請する。

45. 委員会に対し、個人及び団体（新たな別名及びフロントカンパニーを含む。）の委員会のリストに含まれる情報を更新するよう指示するとともに、委員会に対し、この任務をこの決議の採択から四十五日以内に、及びその後は十二か月ごとに完了することを指示する。

46. 決議第千七百十八号（二千六年）12の規定で定められた委員会の任務は、決議第千八百七十四号（二千九年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課された措置に関しても適用されることを決定する。

47. 北朝鮮を含む全ての国に対し、この決議又はこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、北朝鮮に所在するいかなる者若しくは団体、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により定められた措置のために指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要とされる措置をとることの重要性を強調する。

48. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課された措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすこと、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されていない活動（経済活動及び協力並びに北朝鮮の一般市民の利益のための北朝鮮における支援及び救援を実施する国際機関及び非政府組織の作業を含む。）に悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調する。

49. 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明するとともに、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の国による努力を歓迎する。

50. 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって二千五年九月十九日に採択された共同声明に定める約束（六者会合の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮は相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む。）への支持を改めて表明する。

51. 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要性に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮による更なる核実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明する。

52. この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書1：渡航禁止／資産凍結（個人）

1. チェ・チュンシク（CHOE CHUN-SIK）
セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ元局長であり、北朝鮮長距離弾道ミサイルプログラムのヘッドであった
別名：チョ・チュンシク（CHOE CHUN SIK：チェ・チュンシク（CH'OE CH'UN SIK）
生年月日：1954年10月12日
国籍：北朝鮮

2. チェ・ソンイル（CHOE SONG IL）
タンチョン・コマーシャル・バンクのベトナムにおける代表者
別名：情報なし
旅券番号：472320665、旅券失効日：2017年9月26日
国籍：北朝鮮
旅券番号：563120356

3. ヒョン・クァンイル（HYONG KWANG IL）
ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション科学開発局長
別名：ヒョン・グァンイル（HYON GWANG IL）
生年月日：1961年5月27日
国籍：北朝鮮

4. チャン・ボムス（JANG BOM SU）
タンチョン・コマーシャル・バンクのシリアにおける代表者
別名：チャン・ポムス（JANG POM SU）
生年月日：1957年4月15日
国籍：北朝鮮

5. チャン・ヨンソン（JANG YONG SON）
コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション（KOMID）のイランにおける代表者
別名：情報なし
生年月日：1957年2月20日
国籍：北朝鮮

6. チョン・ミョングク（JON MYONG GUK）
タンチョン・コマーシャル・バンクのシリアにおける代表者
別名：チョン・ミョンクク（CHO'N MYO'NG-KUK）
旅券番号：472120203I、旅券失効日：2017年2月21日
生年月日：1976年10月18日
国籍：北朝鮮

7. カン・ムンキル（KANG MUN KIL）
ナムチョンガン（NAMCHONGANG）（別称：ナムハン（NAMHUNG））の代表者として核調達活動を実施してきた。
別名：チャン・ウェンジ（JIANG WEN-JI）
旅券番号：PS　472330208、旅券失効日：2017年7月4日
国籍：北朝鮮